

11月8日以降の水際対策強化に係る新たな措置について



【対象者】

- 1.日本人の帰国者
- 2.入国日前14日以内に宿泊施設待機対象の指定国等での滞在歴のない者
- 3.商用又は就労目的の短期間の滞在(3か月以下)の新規入国者
- 4.在留資格を有する再入国者
- 5.緩和が必要な事情があると所管省庁に認められた長期間滞在の新規入国者

※観光、知人訪問目的の入国については今回の緩和の対象外となります

【条件】

- 1.日本で有効なワクチン接種証明書(ファイザー/アストラゼネカ/モデルナ)を有するもの。
- 2.日本側の受入責任者へ交付された審査済証(写し)を入国時に保持していること。
- 3.入国後3日目以降に自主的に受けた検査陰性証明の登録

ワクチン接種証明書(日本入国時)



※入国時にワクチン接種証明書は原本をコピーしたものを検疫所に提出してください。

対象ワクチン	ファイザー(Pfizer)、アストラゼネカ(AstraZeneca)、モデルナ(Moderna) ※ジョンソン & ジョンソン(J & J)は対象外となります。
有効なワクチン接種証明書(抜粋)	米国全土(CDCカード)、日本 北マリアナ・ニューヨーク州・ニューヨーク市・バージニア州 ペンシルベニア州フィラデルフィア市・メリーランド州・ルイジアナ州 ワシントン DC・ワシントン州・オレゴン州・グアム・カリフォルニア州 アリゾナ州
その他、条件	○以下の事項が日本語又は英語で記載されていること 氏名・生年月日・ワクチン名又はメーカー・ワクチン接種日・ワクチン接種回数 ※生年月日の代わりに、パスポート番号等本人を特定する事項が記載してあり、 パスポート等と照合して本人の接種証明書であることが確認できれば有効とみなします。 ○対象ワクチンを2回以上接種していること ○入国時点で2回目のワクチン接種から14日以上経過していること

新型コロナウイルス変異株流行国・地域への指定について

令和3年9月20日午前0時(日本時間)以降の、アメリカからの入国者は入国後、検疫所の指定する宿泊施設で3日間待機対象となる州が、すべて措置対象外となり入国後14日間の自宅等での待機になりました。

※日本出発前の14日間で以下の国・地域で滞在された方は、
検疫所の指定する宿泊施設にて3日間もしくは6日間待機が必要となります。

検疫所の宿泊施設での6日間待機(退所後、入国後 14日目まで自宅等待機)措置の対象国・地域
トリニダード・トバゴ、ベネズエラ、ペルー

検疫所の宿泊施設での3日間待機(退所後、入国後 14日目まで自宅等待機)措置の対象国・地域
エクアドル、コロンビア、ドミニカ共和国、ハイチ、アルゼンチン、ウクライナ、ウズベキスタン、
英国、ケニア、コスタリカ、スリナム、トルコ、ネパール、パキスタン、フィリピン、ブラジル、
モロッコ、モンゴル、ロシア(沿海地方、モスクワ市)、

(11/08/2021現在)

 = 中南米国

審査済証の取得について

日本国内の受入責任者から
所管省庁への申請の受付は、
令和3年11月8日午前10時(日本時間)
から開始いたします。

・申請先

所管省庁 申請関係窓口

※申請は、電子媒体でe-mailにより各申請関係窓口へ登録して頂くようお願い致します。
紙媒体による郵送での登録はしないようお願いいたします。

＜申請後の手続に当たっての留意点等＞

●受入責任者は、所管省庁から事前に審査済番号を受けた上で、
入国者の搭乗する便等が確定した段階で速やかに厚生労働省が指定する
WEBフォームに入国者の情報を登録する必要があります。

「水際対策強化に係る新たな措置(19)コールセンター」

・受付番号:03-3595-2176

・受付時間:11月8日(月)から開始。9時から21時まで(土日含む)

・申請に必要な資料

- ①申請書
- ②誓約書
- ③活動計画書
- ④入国者リスト
- ⑤入国者のパスポートの写し
- ⑥入国者のワクチン接種証明書(写)

申請方法について(一例)

【国土交通省】

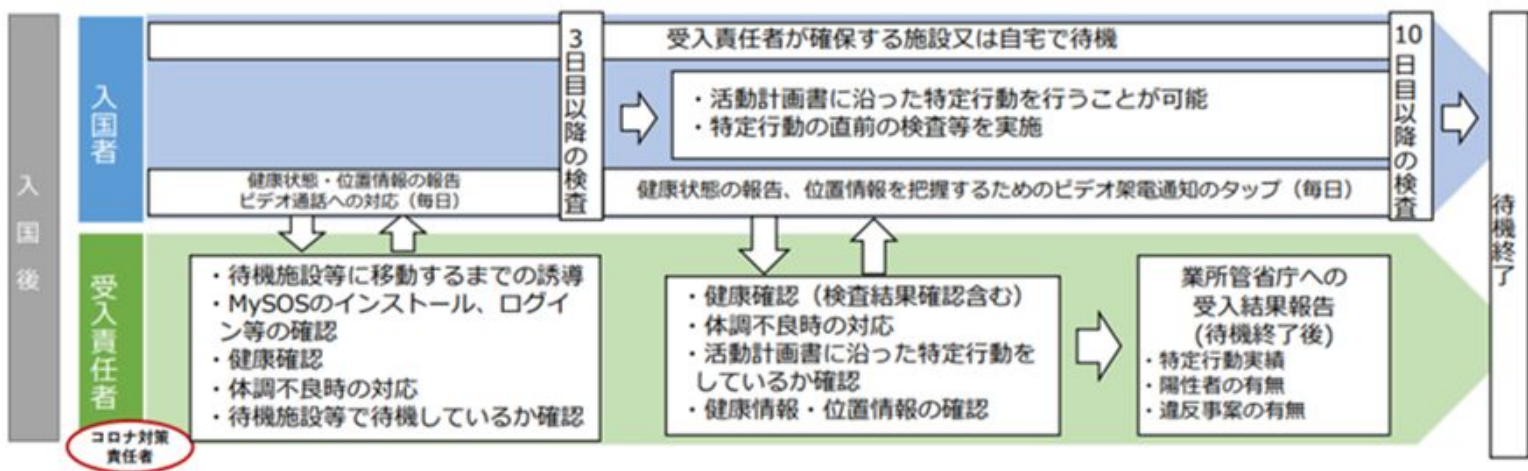
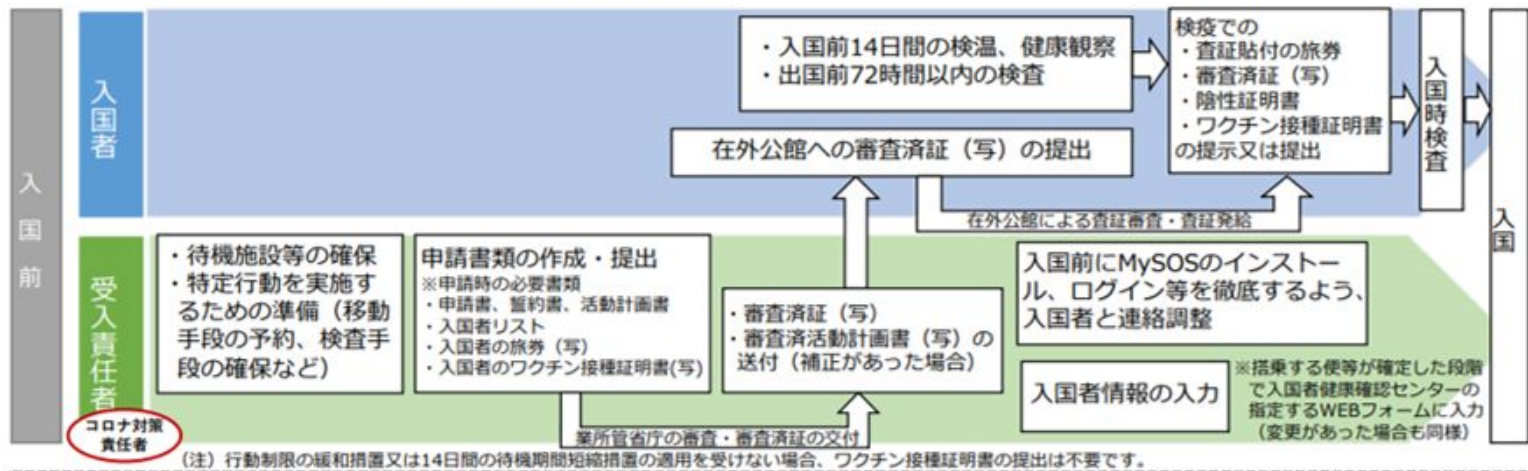
(申請方法)

- 申請はメールのみで受け付けます。郵送・FAX等を利用したの申請はできませんので、ご注意ください。
- 1通のメールで、全ての添付書類が整っているもののみ審査いたします。
- メールのタイトルは、指定されたとおりに付けてください。指定以外のタイトルできたものについては、審査出来ない場合があります。
- 審査済証の発行には、申請から3週間程度かかりますので、十分に時間的余裕を持った申請をお願いします。

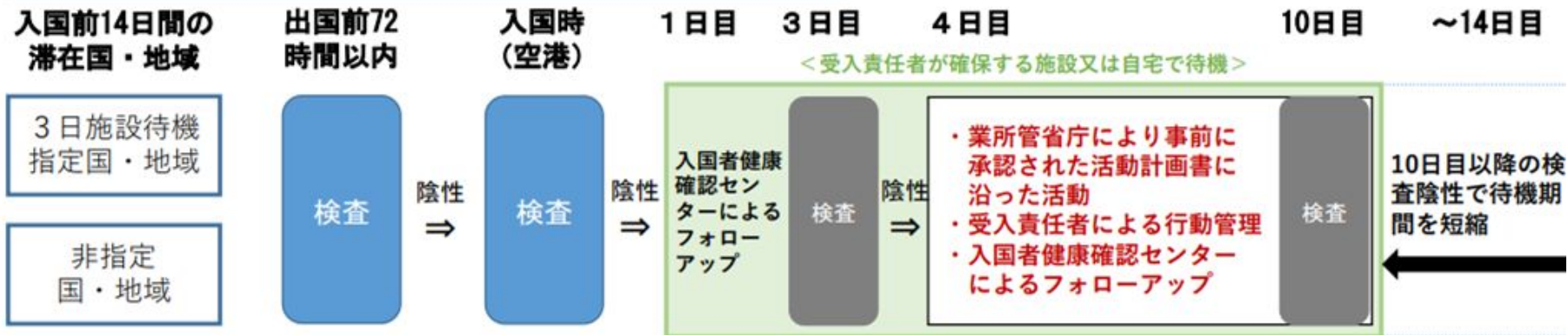
(申請メール等のタイトルの付け方)

- 【 】内に記載する提出の区分は、「申請」「変更」「結果報告」「陽性者報告」「違反事例報告」の5つから選択してください。
- 申請の場合は、提出の区分+「在留資格名(又は日本人帰国者、再入国者)」+短縮や行動緩和を希望する場合は(短縮)又は(緩和)+「:受入責任者名」
- 各種報告は、【 】内に提出の区分+審査済番号
- 変更の場合は、審査済証発行前は、「申請区分」+「申請日:西暦表示で8桁」+「:受入責任者名」、審査済証発行後は「申請区分」+「審査済証番号」+「受入責任者名」

(一部抜粋)



<入国後の待機解除までの流れ（最短スケジュールの場合）>



※検査結果が出るまでに数日を要する検査機関もありますので、必ず確認の上受検をしてください。

<行動制限の緩和措置により可能となる活動の例>

活動の種類	組み合わせる措置
公共交通機関での移動	<ul style="list-style-type: none"> 国内線の航空機、鉄道（座席指定ができる新幹線・特急列車に限る。）、バス（座席指定ができるものに限る。）、旅客船（個室又は座席指定ができる便に限る。）、タクシー（運転手と空間的分離ができる車両に限る。）のいずれかを事前予約して利用 直前の検査、飲食は必要最小限（水分補給を行う場合は会話をしない、食事をとる必要がある場合は黙食、飲酒は控える）等
集会・イベントへの参加	<ul style="list-style-type: none"> 直前の検査 飲食を伴う場合は、主催者等の定めるルールに従う
飲食店の利用・会食	<ul style="list-style-type: none"> 直前の検査、第三者認証店を利用、原則個室で実施、飲酒は必要最小限 国内在住者との会食については、参加者全員の会食後10日間の健康観察（体温や症状の有無等）
仕事・研修	<ul style="list-style-type: none"> 他者との身体的接触を伴う活動や実習等は不可 距離の確保、換気を含む感染防止策の実施